

第4章 第3次保存管理計画

1. 計画の基本的な考え方

基本的な考え方

1) 地区区分・定義・保存管理の基本方針

基本方針

① 特別史跡の構成要素

構成要素

特別史跡指定地域における保存管理計画の対象を大きく、遺跡、生活文化の2つの構成要素に分けて把握する。

遺跡構成要素については、第2次保存管理計画でも同様の位置付けを行っている。第3次保存管理計画では、生活文化構成要素も含め保存管理計画の対象をより明確にし、各施策を提示する。

- 遺跡構成要素 ～ 多賀城に直接関連する歴史的構成要素で、時代を超えて保護・継承すべき不変的なもの。

遺跡構成要素

[多賀城に係る遺構・遺物／立地環境（低丘陵地形）／自然環境（湿地域）他]

- 生活文化構成要素 ～ 主に多賀城廃絶後に形成された社会的構成要素で、時代とともに推移していく可変的なもの。

生活文化構成要素

[宅地／農地・林地／宗教施設／公共公益施設／一般文化財・保存樹木 他]

② 各構成要素に関する基本方針

基本方針

第2次保存管理計画では、遺跡構成要素の保存を大前提としつつ、計画期間内における整備活用の推進を主目標として各事業の進捗を図り、現段階で計画目標の70～80%の達成率を得ている。

第3次保存管理計画では、第2次の成果を踏まえ、計画期間内で重点的に整備活用を推進する対象地区を新たに設定するとともに、特別史跡指定地域の内外における社会環境の変化にも留意して、遺跡構成要素と生活文化構成要素との共存及び特別史跡に係る行政機関と地域住民との管理運営面での共営の推進を主な目標とする。

上記の2つの構成要素は重層的な関係にあり、多賀城廃絶後に概ね遺跡構成要素の上層で生活文化構成要素が形成されてきている。

第3次における各構成要素に関する保存管理の基本的な考え方は以下のとおりである。

- 遺跡構成要素

遺跡構成要素

特別史跡多賀城跡附寺跡としての指定要因であり、貴重な歴史遺産として、時代を超えて保護・継承を図る。

また、調査研究の成果に基づき重点地区の整備活用を推進し、特別史跡の歴史的意義のさらなる理解と歴史的風致の維持向上を目指す。

生活文化構成要素 ● 生活文化構成要素

主に近世以降に形成された市川集落住民の生活文化に係るもので、特別史跡指定以前から遺跡構成要素上で重層的に形成されてきている。

これらの構成要素は時代とともに推移し変化していくものであるが、良好な遺跡景観の形成に大きな役割を担っている。

第3次では遺跡構成要素の保存を大前提としつつ、生活文化構成要素についても景観面での維持向上等を推進することで共存を試み、地域に密着した特別史跡多賀城跡附寺跡として持続的な保護・継承を図る。

地区区分 ③ 地区区分

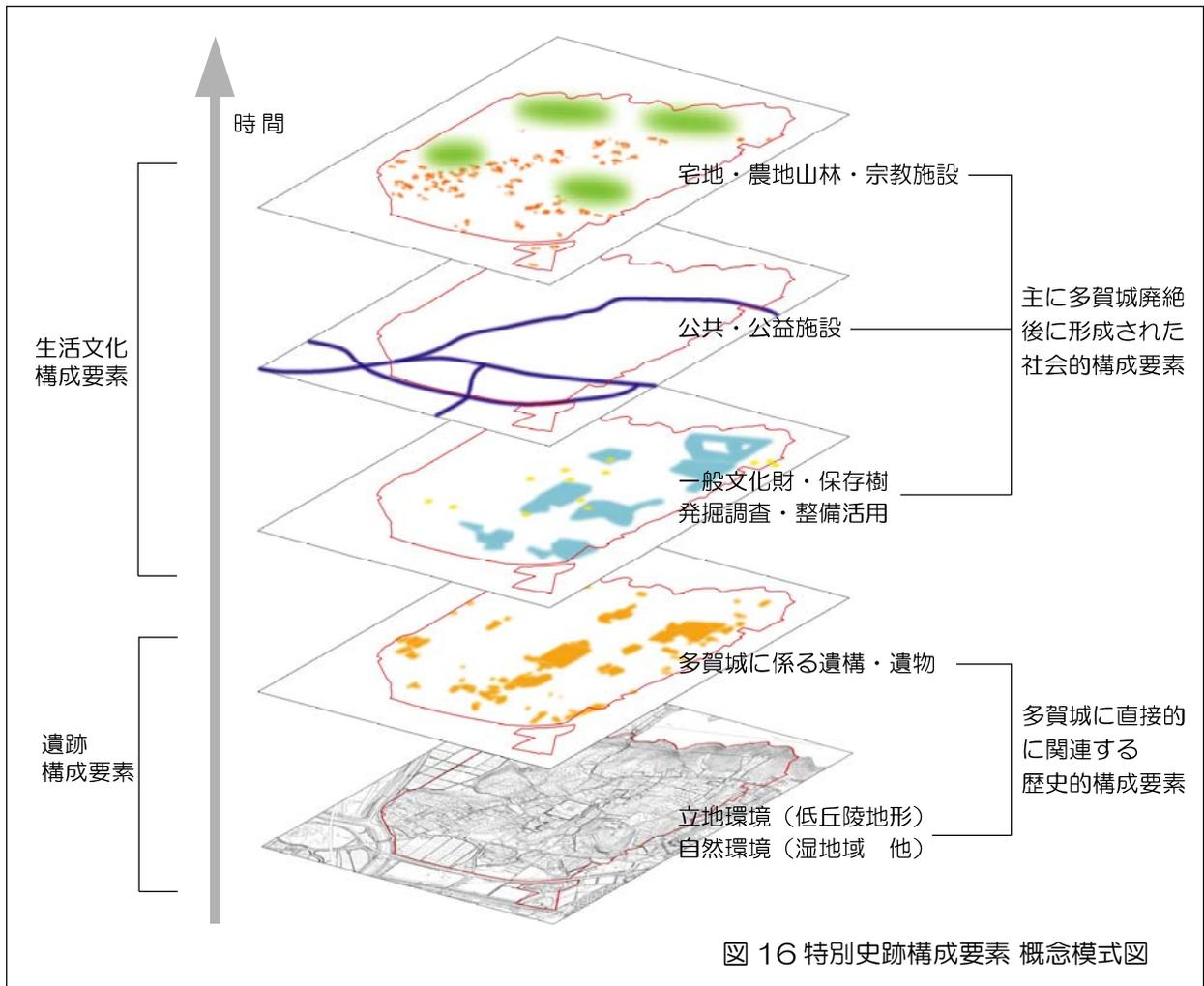
上記の視点に基づき、第3次保存管理計画では、多賀城に直接的に関連し、時代を超えて保護・継承すべき不変的なものを遺跡構成要素と位置付け、その適切な保存管理を目的として以下のように地区区分を設定する。

なお、第2次保存管理計画からの主な変更点については、A1 整備活用地区 ⇒ AⅠ 遺構等保存活用地区とし、そのうち、政庁 - 南門間を中心とした区域をS重点遺構保存活用地区として第3次保存管理計画の計画期間に合せて時限的に設定し、これにともないA2 整備活用地区 ⇒ AⅡ 遺構等保存活用地区へ変更した。

また、第1次保存管理計画から第3次保存管理計画への各地区区分の呼称変更について整理すると以下のとおりである。

<各地区呼称の推移>

	[第1次計画]	⇒	[第2次計画]	⇒	[第3次計画]
* 遺構保護整備地区		⇒	A遺構整備活用地区 ┌ A1 整備活用地区 └ A2 整備活用地区	⇒	S重点遺構保存活用地区 A 遺構等保存活用地区 ┌ AⅠ 遺構等保存活用地区 └ AⅡ 遺構等保存活用地区
* 山林緑地保存地区		⇒	B山林緑地保全地区	⇒	B緑地環境保全地区
* —		⇒	C湿地環境保全地区	⇒	C湿地環境保全地区



定義と基本方針 ④ 各地区の定義と基本方針

各地区に関する定義及び基本方針については次のとおりである。なお、各地区の定義については、基本的には第2次保存管理計画からの変更はない。

S 地 区 [S重点遺構保存活用地区]

- ① 政庁 - 南門間にかけて特に重要な遺構が存在する地区
- ② 第3次保存管理計画の設定期間である10年間を目途に、積極的に公有化、整備活用を図る。

A 地 区 [A遺構等保存活用地区]

- ① 主に丘陵平坦部で、遺構・遺物の遺存が明確な地区。
- ② 当時の丘陵平坦部の微地形を含む地下遺構等の保存を前提として、発掘調査等の成果に基づき、多賀城を構成した建物跡等、遺跡構成要素を明確に表現するなどの活用を図る。

< A I 遺構等保存活用地区 >

- ① 既に公有化事業、環境整備事業が進んでいる東部地区。
- ② S重点遺構保存活用地区に続いて公有化・整備活用を図る。

< A II 遺構等保存活用地区 >

- ① 多賀城跡の市川集落を含む西部地区。
多賀城廃寺跡の既整備地区他及び館前遺跡の北側丘陵平坦部。
山王遺跡千刈田地区、柏木遺跡の全域。
- ② 遺跡構成要素の保存活用とともに地域住民との共存・共営を図る。

B 地 区 [B緑地環境保全地区]

- ① 主に丘陵斜面部で、遺跡の立地する低丘陵地形を明瞭に示す地区。
- ② 当時から遺る立地環境として低丘陵地形の保全を図るとともに、既存の緑地についても特別史跡の歴史的景観を形成する構成要素の一つとして修景と活用を進める。

C 地 区 [C湿地環境保全地区]

- ① 主に丘陵周辺の湿地域で、遺跡の立地する環境を明瞭に示す地区。
- ② 当時から遺る自然環境として湿地域を保全することにより、木質系遺構・遺物の包含層として保存するとともに、特別史跡の歴史的景観を形成する遺跡構成要素として活用を図る。

遺跡構成要素の例



政庁跡（発掘風景）



政庁正殿跡



外郭東辺材木堀跡（湿地域）



軒瓦（第I期）



漆紙文書



硯



多賀城碑（重要文化財）



低丘陵地形（緑地）



湿地域（低丘陵裾部水田）

生活文化構成要素の例



宅地（建築物・工作物 他）



生垣



農地（畑）



山林（竹林）



陸奥総社宮



玉川寺



旧塩竈街道



旧玉川寺碑群（一般文化財）



五輪屋敷の椿群（保存樹木）

[第3次保存管理計画における地区区分の定義と保存管理の基本方針]

項目 遺跡	地区区分		遺跡構成要素		備考
			多賀城に直接関連する構成要素		
			多賀城に係る遺構・遺物、立地環境、自然環境 他		
多賀城跡	S 重点遺構保存活用地区		① 政庁-南門間にかけて特に重要な遺構が存在する地区 ② 第3次保存管理計画の設定期間である10年間を目途に、積極的に公有化、整備活用を図る。		長年の発掘調査成果に基づき、多賀城跡の遺跡構成要素である重要な遺構・遺物が遺存することが確認または想定される低丘陵上の平坦地（傾斜度がおよそ7%以内）及び外郭区画施設遺存地。
	A 遺構等保存活用地区	A I 遺構等保存活用地区	① 主に丘陵平坦部で、遺構・遺物の遺存が明確な地区。 ② 当時の丘陵平坦部の微地形を含む地下遺構等の保存を前提として、発掘調査等の成果に基づき、多賀城を構成した建物跡等、遺跡構成要素を明確に表現するなどの活用を図る。	① 既に公有化事業、環境整備事業が進んでいる東部地区。 ② S重点遺構保存活用地区に続いて公有化・整備活用を図る。	
		A II 遺構等保存活用地区	① 市川集落を含む西部地区。 ② 遺跡構成要素の保存活用とともに地域住民との共存・共益を図る。		
	B 緑地環境保全地区		① 主に丘陵斜面部で、遺跡の立地する低丘陵地形を明瞭に示す地区。 ② 当時から遺る立地環境として低丘陵地形の保全を図るとともに、既存の緑地についても特別史跡の歴史的景観を形成する構成要素の一つとして修景と活用を進める。		多賀城の立地環境を示す低丘陵地形を形成する傾斜地（傾斜度がおよそ7%以上）現在は殆どの土地が既存の林地として多賀城跡の景観要素の一つになっている。傾斜地の保全に加え、植生は不明であるが多賀城当時も林地であったことが想定されることから、既存林地も含め、遺跡構成要素として位置づける。
	C 湿地環境保全地区		① 主に丘陵周辺の湿地域で、遺跡の立地する環境を明瞭に示す地区。 ② 当時から遺る自然環境として湿地域を保全することにより、木質系遺構・遺物の包含層として保存するとともに、特別史跡の歴史的景観を形成する遺跡構成要素として活用を図る。		低丘陵地形の裾部に広がる低湿地域で、多賀城の立地環境を示すとともに、低湿地特有の構造を有する遺構や木質系の遺構遺物が遺存する包含層が存在する地区。近年まで水田により湿地環境が管理されてきたが、農地転用が進んでおり、遺跡構成要素の保存のため、地下水位の保持対策等が必要不可欠となっている。
廃寺跡	A	A II 遺構等保存活用地区	多賀城跡Aに同じ	同A IIに同じ	遺跡構成要素である附属寺院の加蓋建物跡を見学・体感できる貴重な歴史的空間。
	B 緑地環境保全地区		多賀城跡Bに同じ		
館前遺跡	S 重点遺構保存活用地区		多賀城跡Sに同じ		S重点遺構保存活用地区と東北歴史博物館・JR国府多賀城駅を連絡する中継点としての役割が想定される城外の遺跡。
	A	A II 遺構等保存活用地区	多賀城跡Aに同じ	同A IIに同じ	
	C 湿地環境保全地区		多賀城跡Cに同じ		
山王遺跡	A	A II 遺構等保存活用地区	多賀城跡Aに同じ	同A IIに同じ	第2次保存管理計画策定後の平成5(1993)年に追加指定されている。
柏木遺跡	A	A II 遺構等保存活用地区	多賀城跡Aに同じ	同A IIに同じ	第2次保存管理計画策定後の平成2(1990)年に追加指定されている。

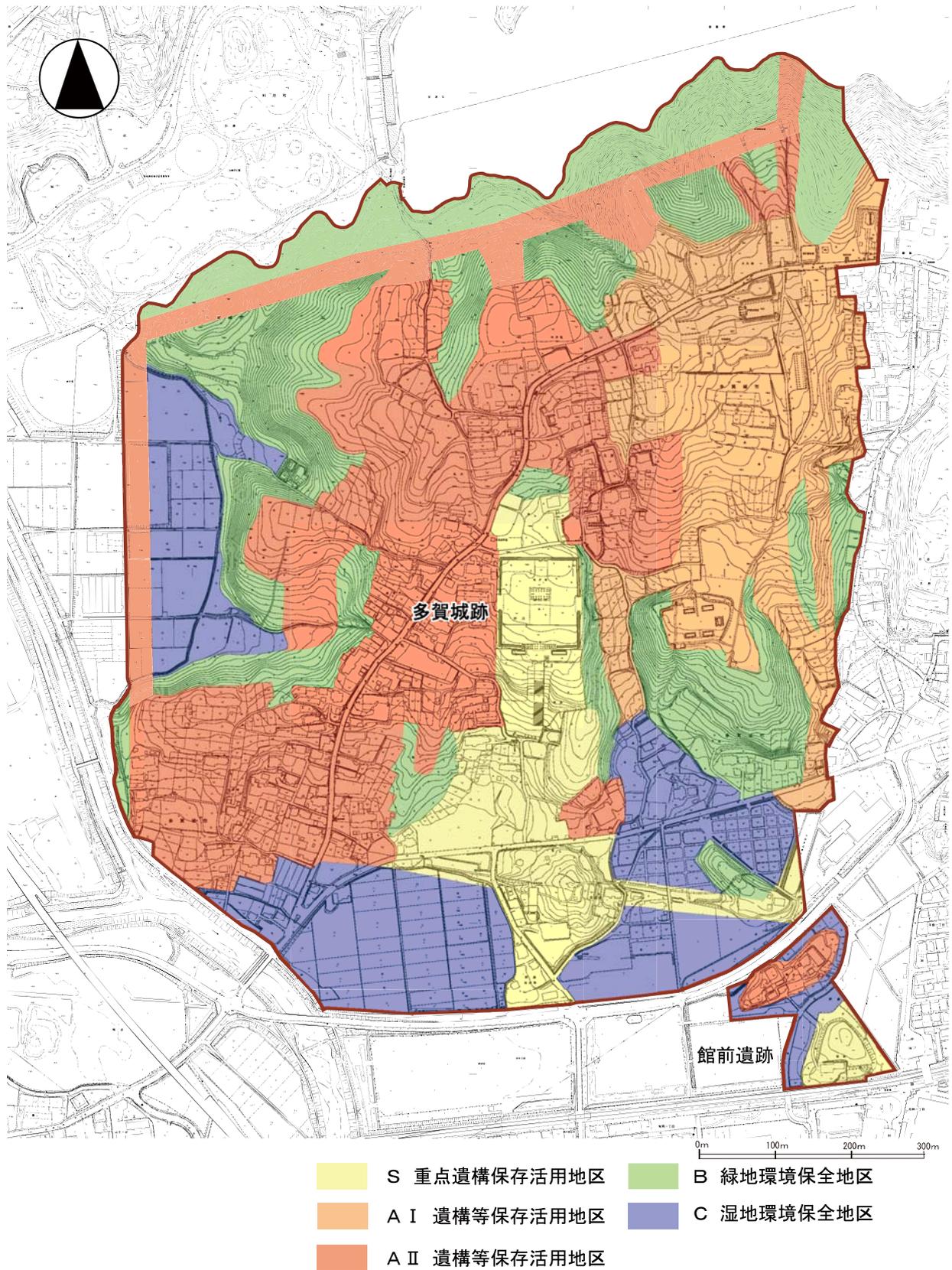
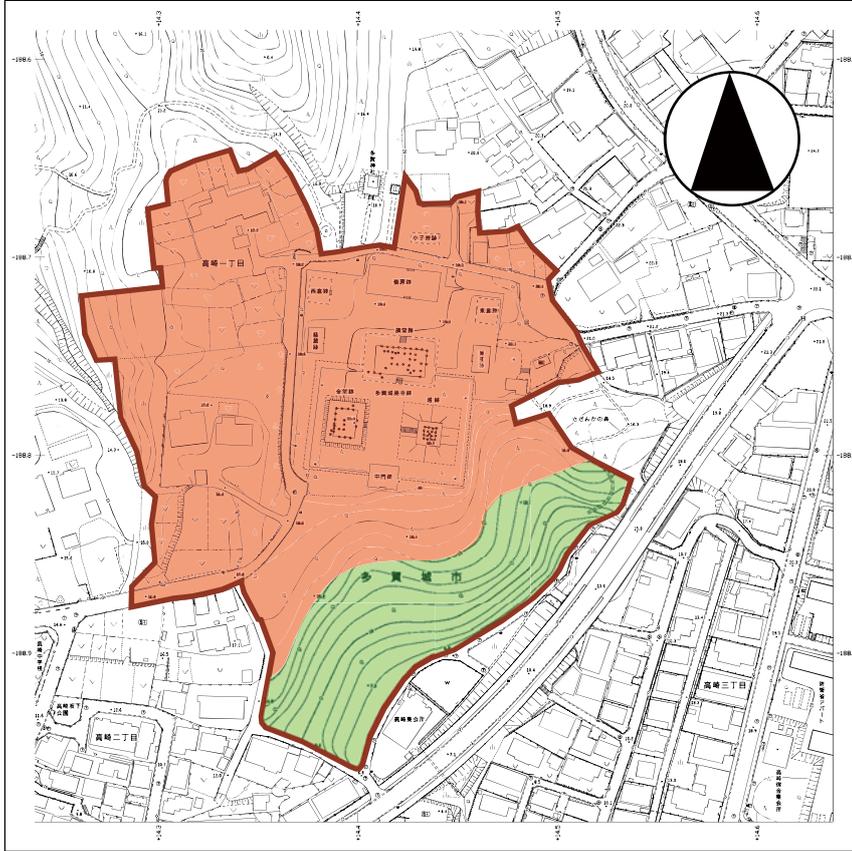
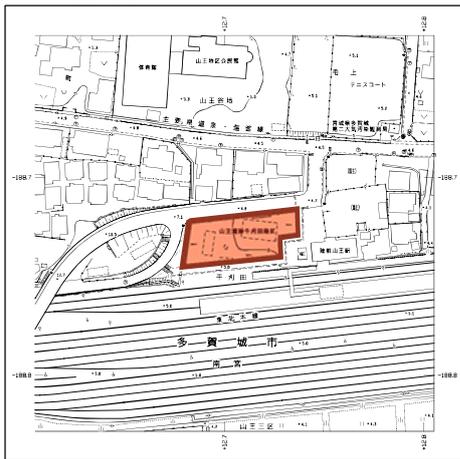


図 17 第3次保存管理計画 地区区分図（多賀城跡・館前遺跡）

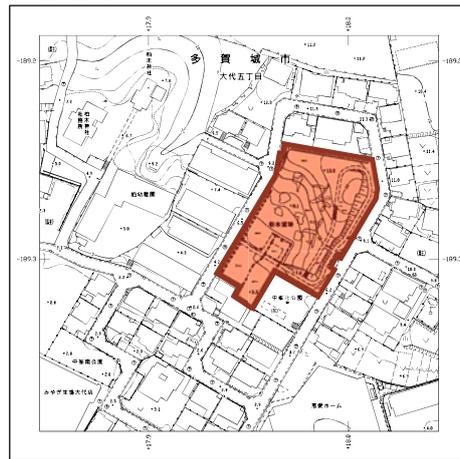
多賀城廃寺跡



山王遺跡千刈田地区



柏木遺跡



- A II 遺構等保存活用地区
- B 緑地環境保全地区

図 18 第3次保存管理計画 地区区分図（多賀城廃寺跡・山王遺跡千刈田地区・柏木遺跡）

2. 現状変更等の許可に関する取扱い基準

現状変更等の許可

特に宅地関連の現状変更について、地域住民との共存・共営の観点から遺跡構成要素の保存及び整備活用計画の推進に影響を及ぼさない範囲で緩和策を検討し、遺跡構成要素とともに生活文化構成要素の維持向上を図る。

また、第2次保存管理計画では触れていない農地・林地や一般文化財についても生活文化構成要素として位置付け、新たに現状変更許可の取扱い基準や関連継続事業の基本方針を定める。

1) 現状変更等の許可に関する取扱い基準

取扱い基準

遺跡毎、各地区の現状変更等の許可に関する取扱い基準は以下のとおりである。

● 多賀城跡

多賀城跡

[S重点遺構保存活用地区]

S地区

* 宅地（建築物・工作物等）

～認めない。

* 農地・山林

～認めない。ビニールハウス等の工作物設置についても認めない。

* 宗教施設

～（対象施設なし）

* 公共公益施設

～原則として認めない。

但し、住民の生活環境の改善に関わる必要不可欠な現状変更については、遺構の保存要件、歴史的景観への配慮を前提とし、認める場合がある。

* 一般文化財・保存樹木

～原則として認めない。

但し、保存や活用のための修理改修、環境整備については認める場合がある。

* 発掘調査・整備活用

～原則として認めない。

但し、特別史跡の保護・継承に係る発掘調査・整備活用については認める。

[A遺構等保存活用地区]

A地区

< A I 遺構等保存活用地区 >

A I 地区

* 宅地（建築物・工作物等）

～認めない。

- * 農地・山林
 - ～ 原則として認めない。
 - 但し、農産物の耕作に関わる必要不可欠な現状変更については、遺構等の保存要件、歴史的景観への配慮を前提として認める場合がある。
- * 宗教施設
 - ～ 原則として認めない。
 - 但し、遺構の保存に影響を及ぼさない範囲で認める場合がある。
- * 公共公益施設
 - ～ S重点遺構保存活用地区に同じ。
- * 一般文化財・保存樹木
 - ～ S重点遺構保存活用地区に同じ。
- * 発掘調査・整備活用
 - ～ S重点遺構保存活用地区に同じ。

A II 地区 < A II 遺構等保存活用地区 >

- * 宅地（建築物・工作物等）
 - ～ 原則として認めない。
 - 但し、遺跡構成要素の保存要件及び歴史的景観への配慮を前提とし、住民の生活環境改善に必要な現状変更については、以下のとおりとする。
 - ・住宅の新築⇒ 認める場合がある。但し、現建築面積の120%以内
 - ・住宅の増築⇒ 認める場合がある。但し、現建築面積の120%以内
 - ・住宅の改築⇒ 認める場合がある。
 - ・住宅の移転⇒ 認める場合がある。
 - ・付属舎・工作物⇒ 住宅に同じ。

この場合は建築物、工作物とも2階以下とし、意匠、構造等についても特別史跡の景観形成にふさわしいものとする。

- * 農地・山林
 - ～ A I 遺構等保存活用地区に同じ。
- * 宗教施設
 - ～ A I 遺構等保存活用地区に同じ。
- * 公共公益施設
 - ～ S重点遺構保存活用地区に同じ。
- * 一般文化財・保存樹木
 - ～ S重点遺構保存活用地区に同じ。
- * 発掘調査・整備活用
 - ～ S重点遺構保存活用地区に同じ。

[B 緑地環境保全地区]

B 地 区

- * 宅地（建築物・工作物 等）
 - ～ AⅡ遺構等保存活用地区に同じ。
- * 農地・山林
 - ～ 原則として認めない。
 - 但し、低丘陵地形の保全を前提とした現状改善や既存林の修景については認める場合がある。
- * 宗教施設
 - ～（対象施設なし）
- * 公共公益施設
 - ～ S重点遺構保存活用地区に同じ。
- * 一般文化財・保存樹木
 - ～ S重点遺構保存活用地区に同じ。
- * 発掘調査・整備活用
 - ～ S重点遺構保存活用地区に同じ。

[C 湿地環境保全地区]

C 地 区

- * 宅地（建築物・工作物 等）
 - ～ AⅡ遺構等保存活用地区に同じ。
- * 農地・山林
 - ～ 原則として認めない。
 - 但し、湿地環境の保全を前提とした現状改善については認める場合がある。



多賀城廃寺跡（北西より）



館前遺跡（南より）



山王遺跡干刈田地区（西より）



柏木遺跡（南西より）

- * 宗教施設
～ A遺構等保存活用地区に同じ。
- * 公共公益施設
～ S重点遺構保存活用地区に同じ。
- * 一般文化財・保存樹木
～ S重点遺構保存活用地区に同じ。
- * 発掘調査・整備活用
～ S重点遺構保存活用地区に同じ。

多賀城廃寺跡 ● 多賀城廃寺跡

A II 地区 [A遺構等保存活用地区] < A II 遺構等保存活用地区 >

- * 宅地（建築物・工作物等）～ A II 遺構等保存活用地区に同じ。
- * 農地・山林～ A II 遺構等保存活用地区に同じ。
- * 宗教施設～（対象施設なし）
- * 公共公益施設～多賀城跡に同じ。
- * 一般文化財・保存樹木～多賀城跡に同じ。
- * 発掘調査・整備活用～多賀城跡に同じ。

B 地区 [B緑地環境保全地区]

- * 宅地（建築物・工作物等）～多賀城跡 B緑地環境保全地区に同じ。
- * 農地・山林～多賀城跡 B緑地環境保全地区に同じ。
- * 宗教施設～（対象施設なし）
- * 公共公益施設～多賀城跡に同じ。
- * 一般文化財・保存樹木～多賀城跡に同じ。
- * 発掘調査・整備活用～多賀城跡に同じ。

館前遺跡 ● 館前遺跡

S 地区 [S重点遺構保存活用地区]

- * 宅地（建築物・工作物等）～ S重点遺構保存活用地区に同じ。
- * 農地・山林～ S重点遺構保存活用地区に同じ。
- * 宗教施設～（対象施設なし）
- * 公共公益施設～多賀城跡に同じ。
- * 一般文化財・保存樹木～多賀城跡に同じ。
- * 発掘調査・整備活用～多賀城跡に同じ。

[A遺構等保存活用地区] < A II 遺構等保存活用地区 >

A II 地区

- * 宅地（建築物・工作物等）～ A II 遺構等保存活用地区に同じ。
- * 農地・山林～ A II 遺構等保存活用地区に同じ。
- * 宗教施設～（対象施設なし）
- * 公共公益施設～多賀城跡に同じ。
- * 一般文化財・保存樹木～多賀城跡に同じ。
- * 発掘調査・整備活用～多賀城跡に同じ。

[C湿地環境保全地区]

C 地区

- * 宅地（建築物・工作物等）～多賀城跡 C湿地環境保全地区に同じ。
- * 農地・山林～多賀城跡 C湿地環境保全地区に同じ。
- * 宗教施設～（対象施設なし）
- * 公共公益施設～多賀城跡に同じ。
- * 一般文化財・保存樹木～多賀城跡に同じ。
- * 発掘調査・整備活用～多賀城跡に同じ。

● 山王遺跡 千刈田地区

山王遺跡

[A遺構等保存活用地区] < A II 遺構等保存活用地区 >

A II 地区

- * 宅地（建築物・工作物等）～（対象施設なし）
- * 農地・山林～（対象なし）
- * 宗教施設～（対象施設なし）
- * 公共公益施設～多賀城跡に同じ。
- * 一般文化財・保存樹木～多賀城跡に同じ。
- * 発掘調査・整備活用～多賀城跡に同じ。

● 柏木遺跡

柏木遺跡

[A遺構等保存活用地区] < A II 遺構等保存活用地区 >

A II 地区

- * 宅地（建築物・工作物等）～（対象施設なし）
- * 農地・山林～（対象なし）
- * 宗教施設～（対象施設なし）
- * 公共公益施設～多賀城跡に同じ。
- * 一般文化財・保存樹木～多賀城跡に同じ。
- * 発掘調査・整備活用～多賀城跡に同じ。

[第3次保存管理計画における現状変更等の許可に関する取扱い基準]

項目 遺跡	地区区分		生活文化構成要素					
			多賀城廃絶後に形成された構成要素					
			宅地 (建築物・工作物等)	農地 山林	宗教施設	公共公益施設	一般文化財 保存樹木	発掘調査 整備活用
多賀城跡	S 重点遺構保存活用地区		認めない。	認めない。 ビニールハウス等の 工作物設置について も認めない。	(なし)			
	A 遺構等 保存活用地区	A I 遺構等保存活用地区	認めない。	原則として認めない。 但し、 農産物の耕作に関わ る必要不可欠な現状 変更については、遺 構等の保存要件、歴 史的景観への配慮を 前提として認める場 合がある。	原則として認めない。 但し、 遺構の保存に影響 を及ぼさない範囲 で認める場合がある。	原則として認めない。 但し、 住民の生活環境 の改善に関わる 必要不可欠な現 状変更については、 遺構の保存要件、 歴史的景観への 配慮を前提とし、 認める場合がある。	原則として認めない。 但し、 保存や活用のた めの修理改修、 環境整備につい ては認める場合 がある。	原則として認めない。 但し、 特別史跡の保 護・継承に係る 発掘調査・整備 活用については 認める。
		A II 遺構等保存活用地区	原則として認めない。 但し、 遺跡構成要素の保存要件及 び歴史的景観への配慮を前 提とし、住民の生活環境改 善に必要な不可欠な現状変 更については、以下のとおり とする。 * 住宅の新築 ⇒ 認める場合がある。 但し、 現建築面積の120%以内 * 住宅の増築 ⇒ 認める場合がある。 但し、 現建築面積の120%以内 * 住宅の改築 ⇒ 認める場合がある。 * 付属舎・工作物 ⇒ 住宅に同じ。 この場合は建築物、工作物 とも2階以下とし、意匠、 構造等についても特別史跡 の景観形成にふさわしいも のとする。	原則として認めない。 但し、 低丘陵地形の保全を 前提とした現状改善 や既存林の修景につ いては認める場合 がある。	(なし)			
	B 緑地環境保全地区		原則として認めない。 但し、 現建築面積の120%以内 * 住宅の改築 ⇒ 認める場合がある。 * 付属舎・工作物 ⇒ 住宅に同じ。 この場合は建築物、工作物 とも2階以下とし、意匠、 構造等についても特別史跡 の景観形成にふさわしいも のとする。	原則として認めない。 但し、 湿地環境の保全を前 提とした現状改善に ついては認める場 合がある。	原則として認めない。 但し、 遺構の保存に影響 を及ぼさない範囲 で認める場合があ る。			
C 湿地環境保全地区		原則として認めない。 但し、 湿地環境の保全を前 提とした現状改善に ついては認める場 合がある。	原則として認めない。 但し、 遺構の保存に影響 を及ぼさない範囲 で認める場合があ る。					
廃寺跡	A	A II 遺構等保存活用地区	多賀城跡A IIに同じ	多賀城跡A IIに同じ	(なし)	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ
	B 緑地環境保全地区		多賀城跡Bに同じ	多賀城跡Bに同じ				
館前遺跡	S 重点遺構保存活用地区		多賀城跡Sに同じ	多賀城跡Sに同じ				
	A	A II 遺構等保存活用地区	多賀城跡A IIに同じ	多賀城跡A IIに同じ	(なし)	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ
	C 湿地環境保全地区		多賀城跡Cに同じ	多賀城跡Cに同じ				
山王遺跡	A	A II 遺構等保存活用地区	(なし)	(なし)	(なし)	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ
柏木遺跡	A	A II 遺構等保存活用地区	(なし)	(なし)	(なし)	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ

2) 現状変更等の許可に関する取扱い基準の細則

取扱い基準の細則

詳細については以下に定める「現状変更等の許可に関する取扱い基準の細則」に基づくが、細則にない付帯条件については必要に応じて多賀城跡連絡協議会を開催し、審議する。

[共通]

共 通

- ① 遺跡構成要素の保存を大前提とする。
- ② 現状変更にともない遺跡構成要素の保存に支障が生じることが想定される場合は、必要に応じて事前に発掘調査を実施し、許可の是非及び可能な対策等について協議する。
- ③ 土地の造成については盛土のみとし、削土は行わない。
- ④ 盛土を行う場合は地形形状の変更が最小限となるよう留意し、将来的に現状に復することを前提とした処置を行う。
- ⑤ 遺跡構成要素で既に削平や改変を受けている箇所については、機会をみて逐次修復を行う。

[宅地]

宅 地

- ① 住宅の新築について認める場合は、生活環境の改善等を目的として、既存住宅の除去後に同一敷地内で新築する場合に限る。
- ② 住宅、付属舎、工作物については、2階以下とし、意匠、構造等についても特別史跡としての景観形成にふさわしいものとする。
例えば、建築物及び塀は意匠的には和風、構造的には木造が望ましい。
- ③ 生活文化構成要素の主要素として特別史跡の良好な景観形成に大きな役割を有することから、個々の宅地に係る対応のみでなく旧市川集落として、全体的な歴史的風致の維持向上にも配慮する。

[農地・山林]

農 地 ・ 山 林

- ① ビニールハウス等の現代的な農業施設については、歴史的風致を阻害する要因となるため、特に来跡者の見学ルートから見える範囲においては認めない。
- ② 深度を必要とする耕作については、遺跡構成要素保存の観点から原則として認めない。

[宗教施設]

宗 教 施 設

- ① 新たな墓の設置は原則として認めない。但し遺跡構成要素の保存に影響を及ぼさない範囲で認める場合がある。
また、既存墓石等の改変に際しては、遺跡構成要素の保存を前提とする。
- ② 既存の神社については、遺跡構成要素の保存に支障をきたさない範囲で認める場合がある。その場合は意匠、構造等に関しても一般文化財としての価値を向上させるよう

に留意する。

- ③ 年中行事等に係る仮設物については、遺跡構成要素の保存に支障をきたさない範囲で認める。

公共公益施設 [公共公益施設]

- ① 地上構造物（電柱、道路 他）の設置については、必要最小限とし、来跡者の見学動線が通る地区については極力、景観を阻害しないように配慮する。
- ② 地下構造物（上水管、下水管 他）の埋設については事前の発掘調査を行い、遺跡構成要素の保存に支障のないように埋設路線、埋設深度等について十分な確認を行う。
- ③ 住民の移転等にもとない不要となった施設については、機会があれば逐次撤去する。

一般文化財 [一般文化財・保存樹木]
・保存樹木

- ① 一般文化財の顕彰や保存を目的とした施設については、遺跡構成要素の保存に支障の生じない範囲で認める。
- ② 保存樹木の顕彰を目的とした説明板等については、遺跡構成要素の保存に支障の生じない範囲で認める。

発掘調査・整備活用 [発掘調査・整備活用]

- ① 特別史跡の保護・継承を目的とした年次計画に基づく計画的調査及び現状変更にもなう事前調査については認める。
- ② 特別史跡の活用に係る環境整備及び管理運営については、遺跡構成要素の保存に支障が生じない範囲で認める。
また、活用を目的とするイベント、活用ソフトの実施にもなう仮設物については、遺跡構成要素の保存に支障が生じない範囲で認める。

用語の定義 (注)用語の定義

第3次保存管理計画における建築に係る用語の定義については以下のとおりである。

- 新 築：既存の建築物がある敷地内で建築物の全てを除去し、同一敷地内に新たに建築物を建築すること。
- 増 築：既存の建築物がある敷地内に、同一の建築物の既存部分に床面積を増加させる場合又は棟続きで建築物を建築すること。
- 改 築：既存建築物の全部又は一部を除去し、同一場所に引き続いて、これと用途、規模及び構造が著しく異ならない建築物を建築すること。
- 移 転：同一敷地内において、既存建築物を移動（ひき家）すること。

3. 保存管理関連継続事業

継続事業

1) 各事業の基本方針

基本方針

① 土地公有化事業

土地公有化事業

第3次保存管理計画で時限的に設定するS重点遺構保存活用地区を対象に、第3次の計画期間である10年間を目途に優先的、計画的に進めることとする。

また、A I 遺構等保存活用地区についてもS重点遺構保存活用地区に続いて計画的に公有化を行う。

② 発掘調査事業

発掘調査事業

年次計画に基づき計画的に実施する。

また、年次計画については、S重点遺構保存活用地区に続く保存活用対象区域候補の検討にも配慮したものとする。

③ 環境整備事業

環境整備事業

政庁 - 南門間を中心としたS重点遺構保存活用地区を対象に南門の建物復元、政庁 - 南門間道路、南北大路等の実施を計画するが、第3次保存管理計画の計画期間に合わせた時限的なものとし、事業の具体的な内容や宮城県・多賀城市の連携のあり方等については、後の「第5章整備活用に関する基本方針・第6章計画推進の指針」で記述する。

④ 維持管理事業

維持管理事業

既整備地区については遺跡構成要素の明確化、来訪者の快適性等に配慮し、公園的維持管理を実施する。公有化済未整備地区については、除草等、効果的な維持管理を実施するとともに、それぞれの状況に応じた利活用を進める。

公有化済既存緑地については、低丘陵地形の保全とともに歴史的景観の重要な構成要素として効果的な修景を図る。

また、湿地域については多賀城の特徴的な立地を示す湿地環境の保全のため、できるだけ水田としての維持を図る。公有化済土地については、菖蒲園やビオトープ等湿地環境の保持を前提とした活用を行う。加えて木質系遺構・遺物の包含層の保存を目的とし、地下水位確保、生活雑排水の分離などの保存環境への対策にも留意する。

一方、地域住民や市民が参加しやすい体制づくりを行い、官民協働による維持管理の拡充を図る。

なお、各地区区分毎の事業基本方針については次ページの[保存管理関連継続事業の基本方針一覧表]に整理し記述している。

基本方針一覧表

[保存管理関連継続事業の基本方針 一覧表]

項目 遺跡	地区区分		保存管理関連継続事業			
			① 土地公有化	② 発掘調査	③ 環境整備	④ 維持管理
			多賀城市	宮城県	宮城県 (多賀城市)	多賀城市
多賀城跡	S 重点遺構保存活用地区		計画的に土地の公有化を行うとともに、地区内の家屋は逐次移転補償の対象とする。 S重点遺構保存活用地区に続いて計画的に公有化を行う。 遺跡構成要素に係る保存上の必要性が生じた場合、土地所有者の申出があった場合及び公共公益上必要が生じた場合には公有化を行う。 多賀城跡に同じ	年次計画に基づき計画的に発掘調査を行う。 必要に応じて発掘調査を行う。	当該地区を対象とした事業計画に基づき、計画的・優先的に整備活用を図る。 S重点遺構保存活用地区に続いて計画的に整備活用を図る。 必要性が生じた場合は、逐次整備を行い活用を図る。	既整備地区については遺跡構成要素の明確化、来訪者の快適性等に配慮し、公園的維持管理を実施する。 公有化済未整備地区については、除草等、効果的な維持管理を実施するとともに、それぞれの状況に応じた利活用を進める。 また、地域住民や市民が参加しやすい体制づくりを行い、官民協働による維持管理の拡充を図る。 公有化済土地の既存緑地については、低丘陵地形の保全とともに歴史的景観の重要な構成要素としてA遺構等保存活用地区と一体的な修景を図る。 また、必要に応じ、里山体験学習等、積極的活用にも留意する。 多賀城の特徴的な立地を示す湿地環境の保全のため、できるだけ水田としての維持を図る。公有化済土地については、菖蒲園やビオトープ等湿地環境の保持を前提とした活用を行う。 また、木質系遺構・遺物の包含層の保存を目的とし、地下水位確保、生活雑排水の分離などの保存環境への対策にも留意する。
	A 遺構等保存活用地区	A I 遺構等保存活用地区				
		A II 遺構等保存活用地区				
	B 緑地環境保全地区					
C 湿地環境保全地区						
麁寺跡	A A II 遺構等保存活用地区		多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ
	B 緑地環境保全地区					
館前遺跡	S 重点遺構保存活用地区		多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ
	A 遺構等保存活用地区	A II 遺構等保存活用地区				
		C 湿地環境保全地区				
山王遺跡	A A II 遺構等保存活用地区		(土地公有化済)	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	建物遺構表示花壇の育成等、住民参加による維持管理を継続する。
柏木遺跡	A A II 遺構等保存活用地区		(土地公有化済)	多賀城跡に同じ	多賀城跡に同じ	住宅地内の史跡公園として既に機能しており、公園的維持管理を継続して行うとともに、住民参加による維持管理の拡充を図る。